

W T O 農 業 交 渉 及 び 日 豪 E P A 交 渉 対 策 について (案)

2001年にスタートしたW T O 交渉（ドーハ開発アジェンダ）は、当初、2005年1月1日までに、農業分野の他、非農産品（NAMA＝鉱工業品等）やサービス分野も含めた包括的交渉を終了する予定であったが、交渉は難航し、既に6年が経過している。

特に、開発途上国関連の課題（特別品目、途上国向特別セーフガード措置）や米国の国内支持、さらに、非農産品分野（NAMA）における関税削減や関税削減の例外措置に関しては、各国・グループ間の主張に依然、大きな隔りがある。

本年2月8日に、ファルコナー農業交渉議長は、モダリティ案改訂版を提示し、先進国の平均関税削減率の設定等、新たな提案を行っているが、一般品目の関税削減率や重要品目数、さらに国内補助金の削減率等は、昨年7月に示した議長案やその後示された作業文書とほとんど変わっておらず、これら主要数値の取り扱いは、3月下旬～4月にも開催が予定されている閣僚協議に委ねられることとなった。

一方、日豪E P A 交渉については、2007年4月よりスタートしているが、本年2月に実施された4回目の交渉より、関税の取扱等に関する本格的協議が開始されている。

この中で、日本政府は、重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう提案したが、豪州側は、原則全ての品目に関し、即時関税撤廃することを要求した模様である。

今後、両交渉とも急展開する可能性を含んでおり、その行方は、依然、不透明であるが、農畜産物関税の大幅な引き下げや撤廃の形で交渉が決着した場合、北海道農業は大きなダメージを受けるとともに、地域経済や社会への波及も必至である。

世界的には、人口増加や開発途上国の所得向上による需要の増大、異常気象の多発、さらにはバイオエタノール原料の増産等を背景として、穀物相場の高騰が続いており、穀物の期末在庫率も2007年度には、食料危機が叫ばれた1972年度をも下回る15.2%まで低下している。

このような中で、既に昨年来、農業経営や国内食料価格へ甚大な影響が出始めているが、食料自給率（カロリーベース）わずか39%の我が国が、これ以上、食料を海外に依存していくことは、極めて危険であるといえる。

このため、引き続き、道内外の消費者団体・経済団体・行政等との連携の下、J Aグループ北海道の総力を挙げて、国民に対し、W T O農業交渉、日豪E P A交渉がはらむ問題点と北海道農業・地域経済の危機的状況を発信していくとともに、政府には、下記事項の実現に向け、交渉において毅然たる対応を貫徹するよう求めていく。

記

1. W T O農業交渉について

W T O農業交渉においては、国際的食料需給の逼迫等の状況変化も踏まえ、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等、「多様な農業の共存」を基本的目標とする日本提案の実現を最後までめざすこと。

特に、重要品目の数を十分確保するとともに、上限関税の不適用、特別セーフガードの堅持をはかること。

2. 日豪E P A交渉について

日豪E P A交渉においては、小麦、てん菜、乳製品、牛肉、米、軽種馬等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

豪州側が配慮しない場合については、衆参農林水産委員会の決議に基づき、交渉中断を含め断固たる対応をすること。

WTO交渉の主な構図

交渉分野		交渉の構図	
論点		議長テキスト改訂版 (2008年2月8日付)	
市場 アクセス	一般品目 (最高階層の 削減率)	米国、途上国 より高い削減率 (75%) 以上	66~73%削減 先進国は平均54%以上の 関税削減 EU、日本・G10 より低い削減率
	上限関税	米国、途上国 設定 例外は代償(その品目の 関税割当拡大)が必要	日本・G10 設定しない 代償も不可
	重要品目	途上国 より少なく (有税品目がベース)	[有税] 品目の4~6% (条件付き・代償ありで 8%も可) 日本・G10 より多く (全品目の10%)
		低関税 輸入枠 の拡大	米国、途上国 より大きい拡大